

問題

利益剰余金の意義及び種類について、それぞれ説明せよ。

解答のポイント

本年度の会計学記述は利益剰余金に関するものであった。純資産会計からの出題は、予想されていたことであり、きちんと学習してきた受講生はある程度書くことができたのではないと思われる。ただし、出題内容が、利益剰余金に限定されているため、なかなか分量を多く書くことは難しかったのではないと思われる。解答例には挙げていないが、もちろん資本取引・損益取引区分の原則などについて書いてもよいと思われる。

解答例

利益剰余金とは、会社が稼得した利益の留保額であり、稼得資本ともよばれる。利益剰余金は会社法によって積立が強制されている「利益準備金」と、利益準備金以外の利益剰余金である「その他利益剰余金」に分かれる。利益剰余金は、現行制度においては、貸借対照表の純資産の部の株主資本の一つとして表示される。

「利益準備金」とは、配当を行った都度、会社法の規定により強制的に積み立てられた準備金である。会社は、利益剰余金の配当及び中間配当を行った場合には、資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、配当または中間配当の10分の1の額を利益準備金として積み立てなければならない。なお、会社法上、利益準備金は、資本準備金とあわせて「準備金」とよばれる。

「その他利益剰余金」とは、利益準備金以外の利益剰余金であり、任意積立金と繰越利益剰余金に分類される。

任意積立金とは、株主総会等の決議により任意に積み立てられた利益の留保額であり、特定の目的のある積立金は、その内容を示す適当な科目をもって表示し、特定の目的のない任意積立金は「別途積立金」として表示する。任意積立金の積み立ては、利益剰余金の処分として株主総会等の決議により行われる。また、目的のある任意積立金については、その目的を達した時に取締役会等の決議により取り崩し、繰越利益剰余金に振り替える。

繰越利益剰余金とは、期末時点において積立や配当といった処分の決まっていない利益剰余金である。

以上
(618 字)